

料金について

着手金

番号	着手金の対象	金額（別途消費税）
1	GIFT map 利用契約の成立	20 万円
2	サマリーの作成、当サイトへの情報公開	40 万円
3	候補先とのトップ面談の支援	40 万円

※1 上記1～3のいずれかに該当した場合、着手金が発生します。

※2 GIFT map 利用契約の成立後、ノンネームシートの作成、又は、ノンネームシートに相当する情報の入力作業及び本サイトへの公開における着手金は発生しないものとします。

※3 GIFT map 利用契約の更新後、サマリーを当社にて変更した場合には、変更を行なった都度、情報更新手数料として10万円（別途消費税）が発生します。

※4 利用者が、売り手側・買い手側双方の案件情報を当サイトに公開することを希望する場合には、売り手側と買い手側の双方における作業の着手金が発生します。

成功報酬

株式譲渡または譲受、事業譲渡または譲受、資本提携、合併（以下「株式譲渡等」と総称します。）の場合

株式譲渡等に関する契約の締結時点の株式譲渡等の対価（役員退職金及び株式譲渡等に関連する第三者からの資産譲渡又は譲受を含みます。）と、株式譲渡等の対象会社（売り手側）の総資産の金額を比較し、いずれか高いほうを成功報酬基準額として、レーマン方式により成功報酬を算出します。

成功報酬基準額の価格帯	金額（別途消費税）
1,000 万円以下の部分について	300 万円
1,000 万円超～2,000 万円以下の部分について	成功報酬基準額の 10%
2,000 万円超～3,000 万円以下の部分について	成功報酬基準額の 8%
3,000 万円超～5,000 万円以下の部分について	成功報酬基準額の 7%
5,000 万円超～1 億円以下の部分について	成功報酬基準額の 6%
1 億円超～5 億円以下の部分について	成功報酬基準額の 5%
5 億円超～10 億円以下の部分について	成功報酬基準額の 4%
10 億円超の部分について	成功報酬基準額の 3%

※1 株式譲渡等に関する契約が利用者（利用者の代表者・役員・従業員・株主、これらの親族、利用者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」8条8項記載の関係会社を含み、これらに限られない）と別の利用者または利用者以外の候補先との間で成立した時に発生します（双方が利用者の場合、当社は、利用者のいずれか、又は双方の利用者に対して、株式譲渡等における成功報酬を請求します。）。

※2 総資産の金額は、株式譲渡等に関する契約の締結時点で確認し得る、最新の財務諸表に計上されている金額とします。

業務提携の場合

業務提携の対価	金額（別途消費税）
業務提携に関する契約の成立	100万円

※1 業務提携における成功報酬は、業務提携に関する契約が利用者（利用者の代表者・役員・従業員・株主、これらの親族、利用者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」8条8項記載の関係会社を含み、これらに限られない）と別の利用者または利用者以外の候補先との間で成立した時に発生します（利用者が双方の場合、当社は、双方の利用者に対して、業務提携における成功報酬を請求します。）。

※2 業務提携とは、資本の移動をともなわず、相手方のノウハウや技術等を相互に提供することを目的とした提携を指します。

ご請求の対象となる利用料金については、
当社からお客さまへ事前にお知らせします。